

答申第189号
平成29年5月18日

岡崎市長 内田 康宏 様

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 山 崎 浩 司

公文書一部開示決定に係る審査請求について（答申）
平成29年2月28日付け28事第1090号で諮問のあった件について、次のとおり
答申する。

1 審査会の結論

岡崎市長（以下「実施機関」という。）が平成29年1月10日付け28農整第249号により行った非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、平成28年12月26日付けで、岡崎市情報公開条例（平成11年岡崎市条例第31号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し「平成18年度以降の檜山町字出合88番地10に係る法定外公共物占有等許可書並びに許可申請書及びその添付書類全て」（以下「本件公文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成29年1月10日付けで、本件開示請求に対し、本件公文書は、取得し、又は作成していないため開示することができないことを理由として、条例第11条第2項の規定により本件処分を行い、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、平成29年1月17日付けで実施機関に対し審査請求を行った。

3 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

「取得し、又は作成してない」との理由であるが、該当箇所である出合88番地10は市の雑種地であり、平成27年4月上旬の時点で一部埋まっていた。そのため該当箇所の許可書や許可申請書も存在するはずである。

(2) 審査請求の理由要旨

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、おおむね以下のとおり

である。

ア 平成27年3月末の時点で出合○番地○が公図（地籍図）上になく、農地整備課の本間氏と電話にて話し合うが、該当箇所である88番地10が該当箇所である○番地○と分別できなかった。それゆえ、本間氏が該当箇所88番地10に少なからず、関係したことを認めた上で、平成27年4月中旬農業委員会の2名と本間氏と自宅前にて、いきさつ等を話してもらった。

イ 該当箇所が埋まっていることを認めているにもかかわらず、「取得し、又は作成してない」はずはなく、許可書や許可申請書が存在するはずである。

ウ 担当課であることを認めているにもかかわらず非開示決定では、該当箇所である出合88番地10の通行等法的権利を侵害される。

4 実施機関の主張要旨

(1) 本件公文書について

本件公文書は、檜山町字出合88番地10に係る道路に関する法定外公共物占用等許可書並びに許可申請書及びその添付書類であると特定した。

岡崎市法定外公共物管理条例（平成12年岡崎市条例第25号）及び岡崎市法定外公共物管理条例施行規則（平成14年岡崎市規則第20号）に基づき、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路、河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川並びに溝きよ、水路、湖沼及びため池の敷地において、土石、竹木その他の産出物を採取する、掘削、盛土又は切土その他の敷地の形状を変更するなどの占用等を行おうとする者は、当該占用等の許可を得るために、必要書類を添付のうえ、法定外公共物占用等許可申請書を提出しなければならないとされている。

(2) 本件公文書の不存在の妥当性について

法定外公共物占用等許可申請のうち、赤線に係る申請の担当課は道路維持課、青線のうち市街化区域及び豊富小学校区域（ほ場整備事業を実施した箇所を除く）に係る申請の担当課は河川課、青線のうち河川課が担当する区域以外に係る申請の担当課は農地整備課である。このことから、出合88番地10の土地は赤線であるため、担当課は道路維持課であり、農地整備課において本件公文書を取得し、又は作成していないことに何ら不自然な点はない。

したがって、本件公文書を不存在として非開示決定したことは妥当である。

(3) 審査請求理由に対する説明

ア 「平成27年3月末の時点で出合○番地○が公図（地籍図）上になく、

農地整備課の本間氏と電話にて話し合うが、該当箇所である88番地10が該当箇所である〇番地〇と分別できなかった。」と主張している点については、審査請求人からの電話内容は、不明な地番があるので、公図上のどこに存在するのかを数回にわたり尋ねられたもので、農地整備課では公図を保有せず、公図上で不明な個人所有地を特定すべき権限がないことを説明した上、審査請求人へ助言として、名古屋法務局岡崎支局へ相談すべき旨をその都度回答した。

イ 「本間氏が該当箇所88番地10に少なからず関係したことを認めた上で、平成27年4月中旬農業委員会の2名と本間氏と自宅前にて、いきさつ等を話してもらった。」と主張している点については、農地整備課本間主幹は、関係したことは認めておらず、農地整備課の所管する青線はないことを回答している。また、審査請求人と面談した理由は、審査請求人が農業委員会事務局へ電話をし、農地の埋め立て計画及び水路に土砂が埋まっている対応について説明を求めてきたため、農業委員会事務局が、道路維持課、河川課、農地整備課に連絡して審査請求人宅へ即日訪問すべく調整した結果、それぞれ都合がつかず、審査請求人の住宅付近の地理に詳しい農地整備課本間主幹が、農業委員会事務局職員の求めにより同行することとなったためである。面談した際には、審査請求人に対し農業委員会事務局職員が「農地整備課が同行しているが、担当課でない」ことを説明している。

ウ 「該当箇所が埋まっていることを認めているにもかかわらず、「取得し、又は作成していない」はずがなく、許可書や許可申請書が存在するはずである。」と主張しているが、先にも述べたとおり、赤線に係る法定外公共物占用等許可申請の受理は道路維持課であるため、農地整備課においては「取得し、又は作成していない」ため非開示決定処分を行ったものであり、この処分については該当箇所が埋まっていることを認めているか否かに左右されるものではない。

また、審査請求人は「担当課であることを認めているにもかかわらず非開示決定では該当箇所である出合88番地10の通行等法的権利を侵害される。」と主張しているが、農地整備課が担当課でない旨を説明している。

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成18年度以降の檜山町字出合88番地10に係る法定外公共物占用等許可書並びに許可申請書及びその添付書類である。

(2) 本件公文書の存否について

審査請求人は、檜山町字出合88番地10の一部が埋まっていることについて

て、農地整備課の本間主幹が何らか関わっていることから、農地整備課に本件開示請求に係る公文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関の説明のとおり、赤線である出合88番地10の土地に係る法定外公共物占有等許可申請の担当は道路維持課であることから、農地整備課において本件公文書を取得し、又は作成していないため、本件開示請求に係る公文書を保有していないことについて、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

なお、審査請求人は、3(2)アからウまでのとおり審査請求の理由を主張しているが、本件処分を左右するものではないのは明らかである。

以上を踏まえ、当審査会としては、本件公文書の存否についてその妥当性を検討するところ、実施機関の説明に不自然な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないため、実施機関が本件公文書を保有していないとの説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。